

指定管理者を非公募により選定する理由

令和 8 年度 選定

施設名称	久留米市体育施設（久留米市荘島体育館ほか 17 施設）
設置目的	市民の体位向上及びスポーツ振興を図るため
施設に関する 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の利用等受付、許可等に関する業務 ② 施設・設備の維持管理及び修繕に関する業務 ③ 施設利用者の利便性向上に資する業務 ④ 施設の利用促進、スポーツの啓発等に関する業務

団体名	公益財団法人久留米市スポーツと学びの財団
次期指定期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日（5 年間）
非公募とする 理由	<p>市の体育施設は、市民の体位向上とスポーツ振興を目的とする施設であり、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるよう、すべての市民に提供している。本施設は、荘島体育館を中心に市中央部に点在する体育施設であり、市民が日常的にスポーツに親しむ場所として広く活用している、生涯スポーツ推進の拠点である。</p> <p>久留米市スポーツと学びの財団は、本施設の管理運営を長く担ってきた実績を持つ旧市スポーツ協会が、令和 8 年 4 月 1 日に市生きがい健康づくり財団と統合した団体である。今後の市民スポーツ振興、生涯学習振興を担う外郭団体として明確に位置付けており、また、令和 8 年度始期の市スポーツ推進計画においても施策推進主体の一翼としての役割を担っている。当該財団が本施設を活用し、市や加盟競技団体等と連携した様々な事業を展開することで、生涯スポーツの積極的な推進と、計画の基本理念である「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」の実現を図ることができる。</p> <p>本施設の管理運営にあたり、市のスポーツ政策推進上、当該財団の管理が適当であるため非公募とする。</p>
根拠	久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第 2 条 4 号・外郭団体への手續規則第 2 条第 4 号の適用基準 (A)

施設所管課	市民文化部体育スポーツ課
-------	--------------